

日田市バイオマス活用推進計画

令和4年7月

日 田 市

目次

1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間	2
4. 地域の現状	3
(1) 経済的特色	3
(2) 社会的特色	6
(3) 地理的特色	6
5. バイオマスの活用の現状と目標.....	7
(1) 現状	7
(2) 利活用目標	10
6. バイオマスの活用に関する取組内容.....	11
(1) 目標達成のための取組方針.....	11
(2) 具体的な取組内容及び工程.....	12
7. 実施体制	14
(1) 日田市	14
(2) 農業、林業、畜産業者.....	14
(3) バイオマス事業者.....	14
8. 地域推進計画の中間評価と事後評価.....	15
(1) 中間評価	15
(2) 事後評価	15

1. 計画策定の目的

近年、私達の生活は、物質的・経済的に豊かなものとなっている。しかし、人間活動の拡大は、地球環境へ大きな負荷をかけており、天然資源の枯渇や、気候変動に伴う豪雨災害、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題を引き起こしている。

このような中、平成 27 (2015) 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、持続可能でより良い社会を実現するための「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、令和 12 (2030) 年までの達成が求められている。

国は、平成 30 (2018) 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画において、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた具体的な実効性や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決を目指した「地域循環共生圏」を提唱した。「地域循環共生圏」とは、各地域の地域資源を最大限

活用しながら自立・分散型の社会を形成するものである。活用する地域資源としては、自然の恵みから生み出されるエネルギー・水・食糧、そして、バイオマスが挙げられる。

バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を示す概念であり、「動植物に由来する有機物である資源 (化石資源を除く。)」である。バイオマスを利用することは、地域の活性化や循環型社会の形成、地球温暖化の防止といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものであり、その利活用の推進を加速化することが強く求められている。

このような中、日田市 (以下、「本市」という。) では、平成 18 (2006) 年から生ごみと豚糞尿を用いた本市直営のバイオガス発電施設「日田市バイオマス資源化センター」を稼働しており、その他、民間の取組として木質バイオマス発電施設やバークを利用した木材乾燥施設等も稼働される等、地域としてバイオマスを活用したりサイクルシステムの構築に向けた取組が続けられてきた。しかし、稼働から 15 年以上経過した「日田市バイオマス資源化センター」の老朽化が進行していること等の課題があり、今後のバイオマス活用について再度検討する時期を迎えている。

以上により、本市は、バイオマス活用の目標を設定し、バイオマス活用を推進するにあたっての具体的な取組方針等を定めることを目的として、バイオマス活用推進計画 (以下、「本計画」という。) を策定する。

■持続可能な開発目標(SDGs)



■地域循環共生圏イメージ

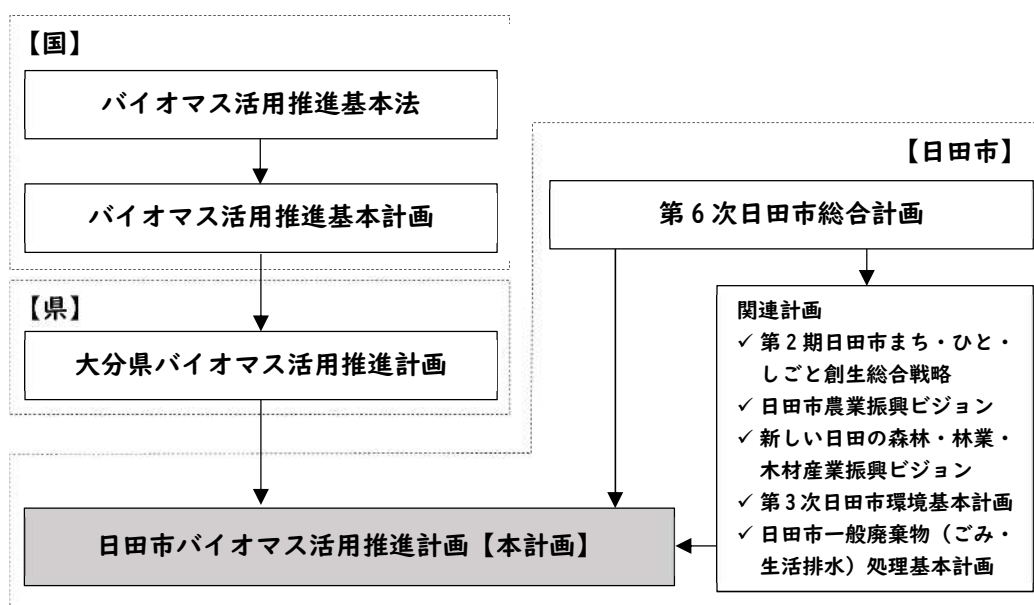


2. 計画の位置づけ

国は、バイオマスの活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 (2009) 年 9 月 12 日にバイオマス活用推進基本法を施行し、平成 22 (2010) 年 12 月には同法に基づくバイオマス活用推進基本計画を閣議決定している。都道府県並びに市町村は、同法により、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、バイオマス活用推進計画を策定するように努めなければならないとされている。本計画は、これに従って策定するものである。

また、本市においては、第 6 次日田市総合計画を上位計画として、関連する計画が策定されているため、本計画は、これらの計画とも整合を図る。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

計画期間は、令和 4 (2022) 年度から令和 13 (2031) 年度までの 10 年間とする。

なお、本計画は、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、令和 8 (2026) 年度に中間評価及び見直しを行う。

■計画期間

令和 4 (2022) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 13 (2031) 年度
計画初年度	中間目標年度	目標年度

4. 地域の現状

(1) 経済的特色

本市は福岡県境に位置し、距離的にも県都大分市に比べ福岡都市圏及び福岡空港等に近い。また、九州最大の河川筑後川は阿蘇・くじゅう山系に源を發し、日田珍珠地域を上流域に、福岡、佐賀県を貫流しながら有明海に注いでおり、この筑後川の流れは、今日まで、流域住民と福岡都市圏住民の生活と産業を潤し、本市と下流域との強

いつなかりを築くなど、本市の経済的交流は主に福岡県が中心となっている。特に、福岡市までは大分自動車道、九州自動車道及び福岡都市高速道路を利用して、1時間程度で行けることから、産業のみならず、買い物、レジャー、就職など日常生活の多くの面においても福岡市とのつながりが密接なものとなっている。

本市の主要な産業としては、恵まれた自然風土を背景に農畜産業や林業、観光業が栄えてきた。農業の基盤である耕地面積は市域面積の5%と僅かであり、その多くが周辺部の台地や山間地にあるが、一方で果樹栽培や畜産業をはじめとしての農業粗生産額は、大分県下でも上位の位置にある。しかしながら、担い手の高齢化や減少、農地の荒廃等の課題に加え、畜産業における環境問題にも適切な対応が求められている。また、市域面積の8割を占める林野は、日田杉の産地として知られているが、農業と同様に林業においても担い手不足が深刻な状況にあるとともに、木材需要の低迷や度重なる台風被害などにより、荒廃林野の増加、製材量の減少など、多くの問題を抱え厳しい経営環境にある。

■ 日田市位置図



■産業別就業人口（令和2（2020）年国勢調査）

産業区分		就業人口（人）
第1次産業 （人）	農業、林業	3,240
	うち農業	2,711
	漁業	21
	計	3,261
第2次産業 （人）	鉱業、採石業、砂利採取業	11
	建設業	3,206
	製造業	4,752
	計	7,969
第3次産業 （人）	電気・ガス・熱供給・水道業	176
	情報通信業	128
	運輸業、郵便業	1,401
	卸売業、小売業	4,657
	金融業、保険業	460
	不動産業、物品賃貸業	371
	学術研究、専門・技術サービス業	747
	宿泊業、飲食サービス業	1,930
	生活関連サービス業、娯楽業	1,148
	教育、学習支援業	1,635
	医療、福祉	5,349
	複合サービス事業	395
	サービス業（他に分類されないもの）	1,555
	公務（他に分類されるものを除く）	1,396
計	21,348	
合計		32,578

■農家数（農林水産省 2020年農林業センサス）

総農家数（戸）	販売農家	自給的農家		
		主業農家	準主業農家	副業的農家
3,308	1,451	320	156	975

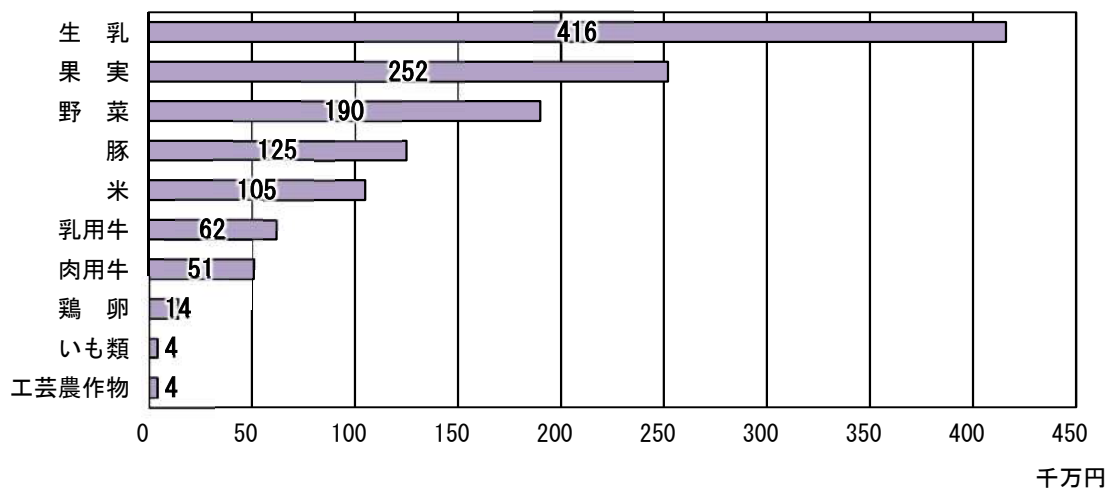
■畜産農家数及び飼養頭羽数（農林水産省 2020年農林業センサス）

項目	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
農家数（経営体）	27	57	7	4	—
飼養頭羽数（頭・羽）	6,165	x	14,905	401	—

X:数値が秘匿されているため、不明

■農業粗生産額及び主要農畜産物（農林水産省 市町村別農業産出額(推計) 令和2（2020）年）

【農業粗生産額】 125億9千万円



■林野面積及び素材生産流通（令和2（2020）年版 大分県統計年鑑、令和3（2021）年版 ひた市勢情報）

計	林野面積 (ha)						素材生産流通 (m ³)	
	針葉樹	広葉樹	竹林	伐採跡地 災害跡地	原野	その他	素材生産量	市場取扱量
55,040	39,654	11,839	782	541	1,747	477	307,000	556,000

(2) 社会的特色

本市は古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝の地として栄え、江戸時代には幕府直轄地・天領として西国筋郡代が置かれるなど、九州の政治・経済・文化の中心地として繁栄してきた。

明治の町村制施行や昭和の大合併以降、旧日田市と旧日田郡2町3村での行政運営がなされてきたが、平成17(2005)年3月22日に旧日田郡(5町村)が編入合併され、現在の日田市となっている。

交通体系としては、中心となるのが長崎市と大分市を結ぶ九州横断自動車道(大分自動車道)と、北九州市から鹿児島市までを結ぶ九州縦貫自動車道(九州自動車道)には日田インターチェンジから容易にアクセスすることができるため、福岡市、北九州市、大分市、長崎市等の北部九州主要都市とは1~2時間で結ばれている。また、国道210号、211号、212号、386号等の主要国道が、北部九州各地域へ放射線状に拡がり、更に日田・中津間を結ぶ地域高規格道路の整備も現在進められている。

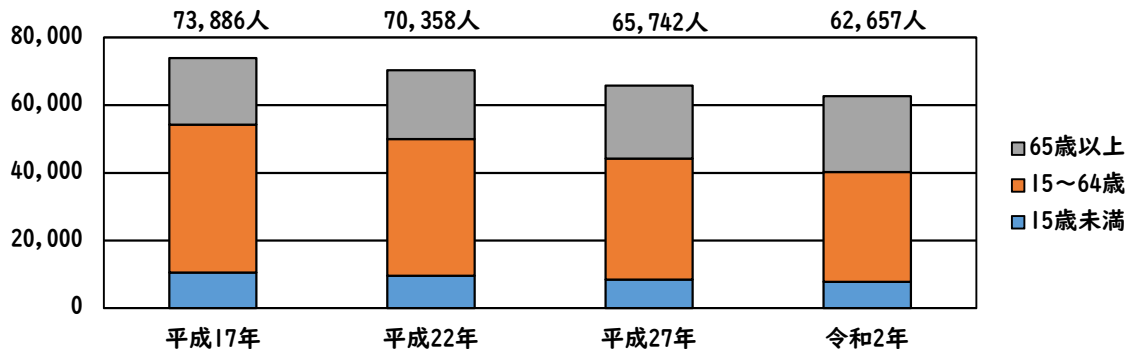
(3) 地理的特色

本市は大分県の西部、北部九州のほぼ中央に位置し、周囲を阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の山々に囲まれ、市北部・西部は福岡県、南部は熊本県に接している。

人口は、約63,000人で市域面積666km²の82.6%が林野で占められ、地形は盆地形態の市中心部(標高約90m)から市最高峰の釈迦岳(標高1,231m)まで台地や山地が連なり変化に富んでいる。

気候は内陸特有の性質を示し、一日の寒暖の差、年間を通しての気温差が大きく、また、雨量も多く、四季の移ろいがはっきりしているのが特徴である。

■人口(国勢調査)



■土地利用面積(令和2(2020)年版 大分県統計年鑑)

耕地	うち田	山林	竹林	原野	宅地	その他	合計(ha)
3,330	1,780	5,2442	782	1,815	1,495	6,739	66,603

5. バイオマスの活用の現状と目標

(1) 現状

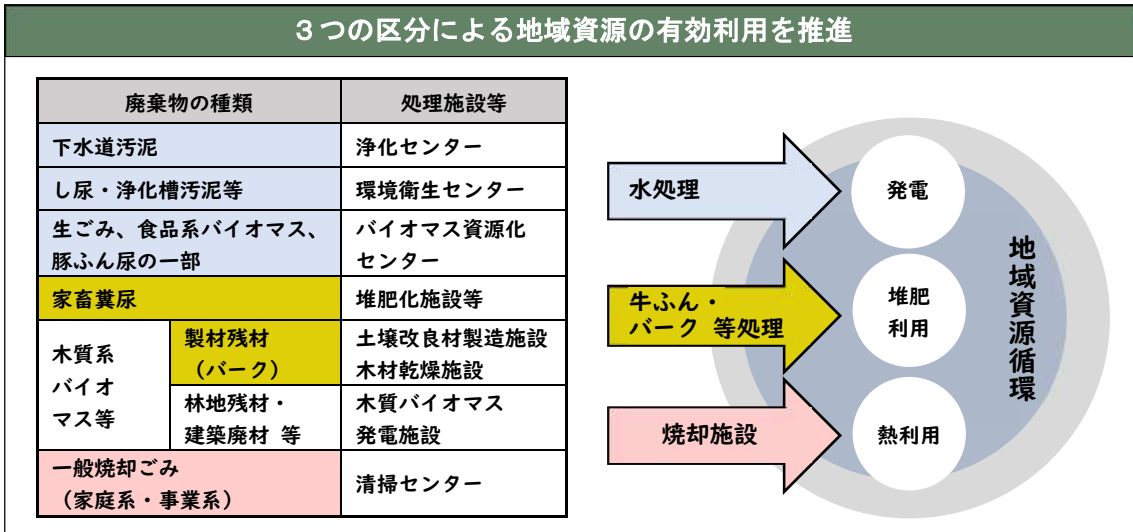
市が管理するバイオマス活用（処理）施設の特徴は以下の通り。

- 「浄化センター（下水道終末処理場）」にて下水処理を行った後に発生する下水汚泥を、消化タンクでメタン発酵し、発生したガスを用いてマイクロガスタービン設備により発電を行っている。消化汚泥は産業廃棄物としてリサイクル（セメント原料化、コンポスト化）している。
- し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥は「環境衛生センター（汚泥再生処理センター）」にて堆肥化されている。
- 生ごみ（家庭生ごみ、事業系一般廃棄物等）、食品系バイオマス（焼酎かす等）、豚糞尿の一部は「バイオマス資源化センター」にてメタン発酵によりバイオガスを発生させ、発電に利用されており、処理後に発生する余剰汚泥や消化液の一部は、堆肥と液肥として農地還元している。しかし、バイオマス資源化センターでは、経年により複数の設備で腐食・劣化等の不具合が発生している。
- 一般焼却ごみについては「清掃センター」にて焼却処理を行い、焼却に伴う熱エネルギーを活用し、施設内で温水利用等をしている。

民間事業者等によるバイオマス活用の特徴は以下の通り。

- 家畜糞尿は、バイオマス資源化センターに搬入しているもの以外は、各畜産農家が所有する堆肥化施設にて堆肥化されている。
- 木質系バイオマスは、製材工程で発生するバーク（樹皮）を土壌改良材もしくは木材乾燥施設（木屑焚ボイラー）の熱源として利用している。また、林地残材や建築廃材を民間の木質バイオマス発電施設にて利用されているほか、のこくずは畜産敷材として、端材は製紙用チップや木製品加工用として利用している。
- 上記以外としては、事業者の独自の取り組みとして、ビールかすを飼料化するなどの取組が行われている。

■地域資源リサイクルシステム概念図（第6次日田市総合計画）



■バイオマス利活用 令和2（2020）年度実績

項目		賦存量 (t/年)	変換・処理方法	利用量 (t/年)	利用率 (%)
家畜排せつ物	乳用牛糞尿	89,393	堆肥化	89,393	100.0
	肉用牛糞尿	121,040	堆肥化	121,040	100.0
	豚糞尿	44,715	メタン発酵	11,555	100.0
			堆肥化	33,160	
鶏糞尿	1,428	堆肥化	1,428	100.0	
木くず (製材工場等残材、建設発生木材)	パーク	234,522	熱源利用	35,000	63.0
			土壌改良材		
	のこくず	43,000	畜産敷料	43,000	
			製紙用チップ		
			木製品加工		
	端材	8,365	発電用燃料チップ	8,365	
建設発生木材	6,863	発電用燃料チップ	6,863		
林地残材	54,599	発電用燃料チップ	54,599		
生ごみ（一般廃棄物）	6,846	メタン発酵	4,379	64.0	
有機性汚泥	し尿	7,003	堆肥化	7,003	100.0
	浄化槽汚泥	11,733	堆肥化	11,733	100.0
	農業集落排水汚泥	867	堆肥化	867	100.0
	下水汚泥	2,311	バイオガス発電・セメント原料化	2,311	100.0
ビールかす	5,670	飼料化	5,670	100.0	
焼酎かす	28,370	メタン発酵	2,996	10.6	
		市外でのリサイクル	25,374	89.4	
合計	553,898		464,736	83.9	

※生ごみ（一般廃棄物）の利用量には、産業廃棄物も含む。

※稲わら、もみ殻は、本市内で利活用しているが本市主導ではないため、本計画対象外とする。

■環境衛生センターの概要

所在地	日田市南友田町 651 番地
処理能力	82kL/日（し尿：42kL/日 浄化槽汚泥：40kL/日）
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
汚泥等	発生汚泥の全てを堆肥化
運転開始	平成 13（2001）年 4 月
敷地面積	7,582 m ²

■バイオマス資源化センターの概要

所在地	日田市大字三和 1906 番地						
処理能力	80t/日 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>生ごみ</td> <td>24t</td> </tr> <tr> <td>豚ふん尿</td> <td>50t</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水汚泥</td> <td>6t</td> </tr> </table>	生ごみ	24t	豚ふん尿	50t	農業集落排水汚泥	6t
生ごみ	24t						
豚ふん尿	50t						
農業集落排水汚泥	6t						
処理方式	中温湿式メタン発酵						
発電能力	340kW（170kW×2 台）						
汚泥等	発生汚泥を堆肥化するほか、液肥を生産している。						
処理水	下水放流						
運転開始	平成 18（2006）年 4 月						
敷地面積	15,452 m ²						

■木質バイオマス発電施設の概要

項 目		(株)エフオン日田	(株)グリーン発電大分
商業運転開始		平成 18（2006）年 11 月	平成 25（2013）年 11 月
燃料種類		木質チップ (建築廃材・山林未利用材等)	木質チップ (山林未利用材のみ)
燃料使用量		約 12 万トン/年	約 6 万トン/年
蒸気タービン	発電出力	12,000kW	5,700kW
	CO ₂ 削減効果	3 万 t-CO ₂ /年	1.7 万 t-CO ₂ /年
発電効率		約 27%	約 26%

(2) 利活用目標

バイオマス利活用の現状は、合計の利用率が83.9%となっている（P8）。本計画におけるバイオマス利活用目標は、各種バイオマスの利活用を継続し、また、生ごみ分別の徹底、バークやのこくず・端材の利用量増加のため、関係者との連携強化や利活用の啓発等を進めることにより、合計の利用率を85%以上とする。

なお、今後は、後述6.の取組により、メタン発酵している豚糞尿と生ごみ（一般廃棄物）、し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥を「浄化センター」において集約処理を行い、消化タンクで発生したメタンガスを用いて発電するとともに、消化汚泥は産廃処理（リサイクル）する計画である。また、焼酎かすは、別途リサイクル利用を検討することで利用率100%を維持する。

バイオマス利活用目標 : バイオマス利用率 85%以上とする

■バイオマス利活用目標

項目		賦存量 (t/年)	変換・処理方法	利用量 (t/年)	利用率 (%)
家畜排せつ物	乳用牛糞尿	89,393	堆肥化	89,393	100.0
	肉用牛糞尿	121,040	堆肥化	121,040	100.0
	豚糞尿	44,715	メタン発酵（下水道）	11,555	100.0
			堆肥化	33,160	
鶏糞尿	1,428	堆肥化	1,428	100.0	
木くず (製材工場等残材、建設発生木材)	バーク	234,522	熱源利用	37,727	65.6
			土壌改良材		
	のこくず		畜産敷料	46,350	
	端材		製紙用チップ		
			木製品加工	8,365	
	建設発生木材		発電用燃料チップ	6,863	
林地残材	発電用燃料チップ	54,599			
生ごみ（一般廃棄物）	6,846	メタン発酵（下水道）	4,379	64.0	
有機性汚泥	し尿	7,003	メタン発酵（下水道）	7,003	100.0
	浄化槽汚泥	11,733	メタン発酵（下水道）	11,733	100.0
	農業集落排水汚泥	867	メタン発酵（下水道）	867	100.0
	下水汚泥	2,311	バイオガス発電・セメント原料化	2,311	100.0
ビールかす	5,670	飼料化	5,670	100.0	
焼酎かす	28,370	リサイクル利用	28,370	100.0	
合計	553,898		470,813	85.0	

6. バイオマスの活用に関する取組内容

(1) 目標達成のための取組方針

利活用の目標達成に向けては、生ごみ、食品系バイオマス（焼酎かす等）、豚糞尿の一部を処理している「バイオマス資源化センター」の設備老朽化により、今後の生ごみ等処理の継続が課題となっている。また、し尿及び浄化槽汚泥は、下水汚泥と共に「浄化センター」に集約処理することにより、管理コストの縮減と処理の効率化を目指している。さらに、木質系バイオマス（木くず、林地残材）や家畜排せつ物を利活用するための取組体制の維持が課題となっている。

したがって、目標達成のための取組方針は、これらの課題が解決されるように、以下に示す3方針を設定する。

方針1 「浄化センター（下水道終末処理場）」での集約処理

「浄化センター（下水道終末処理場）」では、今後、し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、生ごみ、豚糞尿を受け入れ、下水道に集約処理し、バイオガス発電を行うとともに、消化汚泥はリサイクル利用する。

方針2 木質系バイオマスの活用

木質系バイオマスは、現状と同様に、バークを土壌改良材もしくは木材乾燥施設（木屑焚ボイラー）の熱源として利用する。また、林地残材や建築廃材を民間の木質バイオマス発電施設で利用することも継続する。さらに、のこくずについては畜産敷材としての利用するほか、端材は製紙用チップ化をはじめ木製品加工を継続する。

方針3 家畜糞尿の堆肥化

家畜糞尿（一部の豚糞尿除く）は、現状と同様に、悪臭や排水等の環境負荷の増大に注意しながら、堆肥化施設にて堆肥化を継続する。

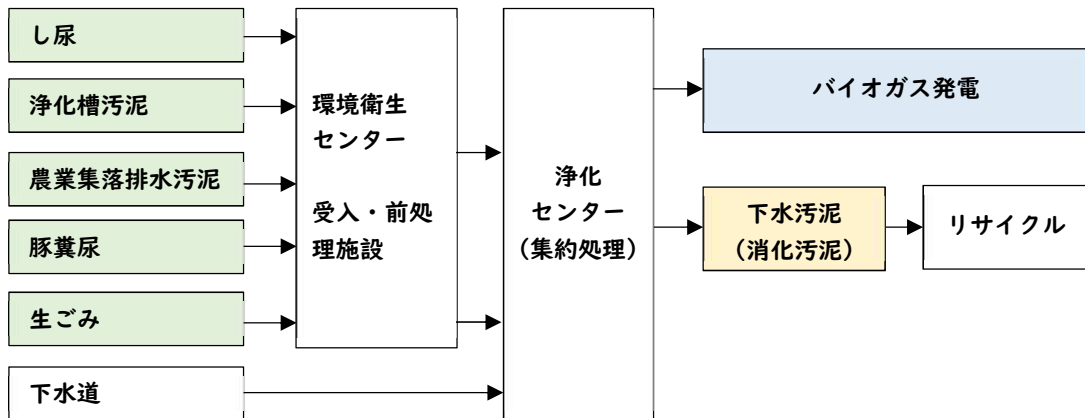
(2) 具体的な取組内容及び工程

ア. 取組内容

(ア) 「浄化センター（下水終末処理場）」での集約処理

し尿及び浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、生ごみ、豚糞尿を集約処理できるように、「環境衛生センター」で生ごみや豚糞尿等の受入・前処理等を行い、隣接する「浄化センター」での汚泥処理ができるように、両施設の設備の増設・改良を行う。
 また、消化汚泥については、堆肥化による農地還元等の域内利用を行うことにより、処理コストの縮減と資源の循環利用の両立も実現するため、今後も検討を行う。

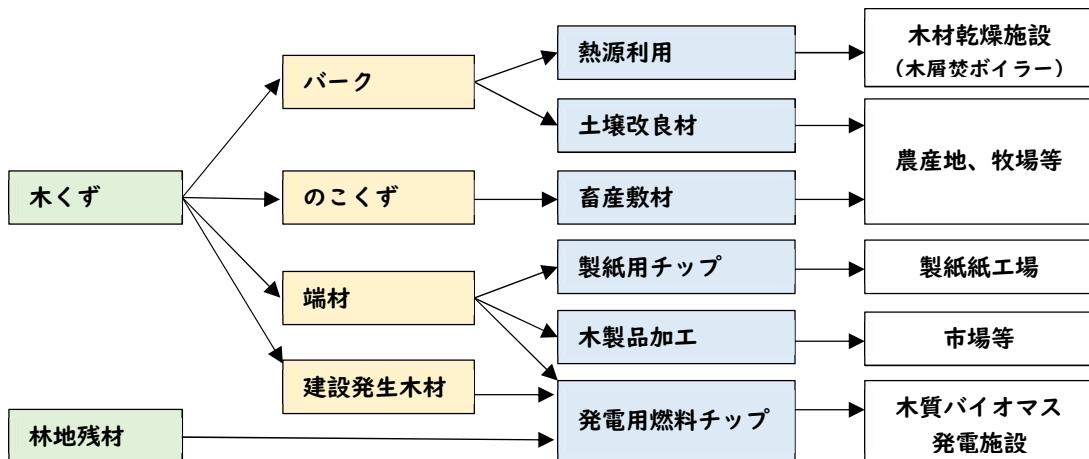
■ 「浄化センター（下水終末処理場）」での集約処理イメージ



(イ) 木質系バイオマスの活用

木質系バイオマスを現状と同様の活用を継続するため、木材乾燥施設（木屑焚ボイラー）や木質バイオマス発電施設との連携体制を維持する。また、土壌改良材や畜産敷材、製紙用チップ、木製品加工のさらなる利活用を目指す。

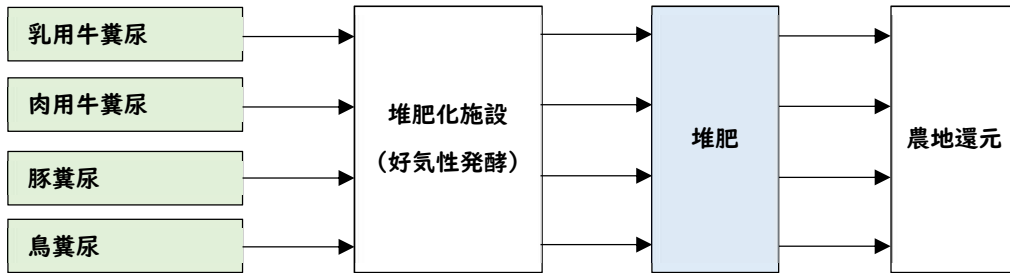
■ 木質系バイオマスの活用イメージ



(ウ) 家畜糞尿の堆肥化

家畜糞尿の堆肥化を継続するにあたり、環境保全型農業の推進や良質堆肥生産の啓発活動、堆肥ペレット化などに基づく耕畜連携、林畜連携の強化により、市内における堆肥の利用拡大を推進する。

■家畜糞尿の堆肥化イメージ



イ. 取組工程

取組工程は、以下のとおりとする。

「浄化センター（下水道終末処理場）」での集約処理は、令和7（2025）年度までに施設整備等を実施し、令和8（2026）年度から開始する。

木質系バイオマスの活用と家畜ふん尿の堆肥化は、計画期間中、現状の取り組みを継続する。

■取組工程

項目	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
○浄化センター（下水終末処理場）での集約処理										
・施設の計画・設計、事前調査等		■								
・浄化センター（下水終末処理場）の増設・改良			■	■						
・生ごみ受入施設設置			■	■						
・し尿浄化槽汚泥受入施設設置			■	■						
・集約処理開始					■	■	■	■	■	■
○木質系バイオマスの活用										
・木材乾燥施設や木質バイオマス発電施設との連携	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
・木質系バイオマス利用継続の啓発	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○家畜糞尿の堆肥化										
・耕畜連携、林畜連携の強化	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

7. 実施体制

利活用目標達成のためには、関係者が目標を共有して連携をとりながら、それぞれの役割を果たしていく必要がある。市と事業者等とは総合的に連携を取り推進を図っていく。各関係者の役割を以下に示す。

(1) 日田市

本市は、バイオマスの利活用状況を把握するとともに、関係施設や事業等において、積極的なバイオマス利活用が図られるよう努める。また、バイオマス利活用について、市民や事業者への啓発に努める。

(2) 農業、林業、畜産業者

農業、林業、畜産業者は、自らの生産活動がバイオマスの供給元となり、堆肥や飼料としてバイオマスを利用していく推進者であることを自覚し、本市と連携して、積極的に事業に取り組む。

(3) バイオマス事業者

様々なバイオマス発生を扱い生産活動を行う事業者は、現在のバイオマス利活用の取組を継続するとともに、廃棄しているものを燃料利用や堆肥化として利活用するほか、マテリアル変換など高度な利用についての研究・開発など更なる取組の拡大について検討する。

8. 地域推進計画の中間評価と事後評価

中間評価は、本計画の策定から5年が経過した時点で、バイオマスの利用量・利用率及び具体的な取組内容の進捗状況を把握し、必要に応じて、目標や取組内容を見直すために行う。

また、事後評価は、計画期間の最終年度において、バイオマスの利用量・利用率及び具体的な取組内容の進捗状況、更に本計画の取組効果の指標について把握し、計画の進捗状況や取組の効果を評価する。

(1) 中間評価

中間評価は、計画期間の5年が終了する令和8(2026)年度に実施し、上記5.(2)の「バイオマスの利活用目標」に整理したバイオマスの種類ごとに5年経過時点での利用量、利用率を整理する。また、上記6.(2)イ。「取組工程」のスケジュールについて、進捗状況を確認する。

利用量が少なく、進捗が遅れている場合は、課題を整理し、必要に応じて目標や取組内容を見直す。

ア. 種類別バイオマス利用状況

バイオマス施設の利用状況、ごみ処理施設の受入量実績値や、事業者への聞き取り調査等により算定する。また、把握方法も継続的に検証し、より正確な数値の把握、検証に努める。

イ. 取組の進捗状況

取組項目ごとに取組の進捗状況、課題を整理する。

ウ. 計画見直しの必要性

(ア) 課題への対応

各取組項目の課題への対応方針を整理する。

(イ) 計画見直しの必要性

上記(ア)の結果を基に、計画の見直しの必要性を検討する。

(2) 事後評価

事後評価は、計画期間が終了する令和13(2031)年度に実施し、上記(1)のア、「種類別バイオマス利用状況」、イ。「取組の進捗状況」に加え、評価指標により効果を測定する。また、計画期間全体の総合評価も行う。

ア. 指標の設定

バイオマスの利用量・利用率以外に市の取組の効果を評価・検証する指標は以下のとおり設定する。

(ア) 廃棄物処分量削減

市のごみ処理施設における焼却量から推計する。

(イ) 廃棄物処分コスト削減

バイオマスのエネルギー利用によって代替された化石燃料の量や価格で効果を表す。価格算定が難しい場合は、削減率で表現する。

■評価指標

目的	指標
循環型社会の形成	廃棄物処分量削減 廃棄物処分コスト削減

イ. 改善措置等の必要性

各取組の課題について、改善措置等を整理する。

ウ. 総合評価

計画全体の達成状況について記載する。

イ. 「改善措置等の必要性」や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間終了後の目標達成の見通しについて整理する。

次期計画策定に向けた課題整理や今後有効な取組について検討し、結果を整理する。

以上